

業務報酬基準について

- ✓ 業務報酬基準は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。
- ✓ 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない（建築士法第22条の3の4）。

建築士法第25条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、**建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準**を定めることができる。

一般的な報酬基準

平成31年国土交通省告示第98号（平成31年1月21日公布・施行）
建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

経緯

- 昭和54年に、業務報酬基準(S54建設省告示第1206号)を初めて制定。
- 平成21年に、告示第1206号を、業務報酬基準(H21国土交通省告示第15号)として改正。
- 平成31年に、告示第15号を新たな業務報酬基準(H31国土交通省告示第98号)として改正。

耐震診断・耐震改修に特化した報酬基準

平成27年国土交通省告示第670号（平成27年5月25日公布・施行）
建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

業務報酬基準による報酬の算定方法概要(平成31年国土交通省告示第98号)

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準として、**業務報酬の算定方法**等を定めている。業務報酬の算定方法として、2つの方法を示している。

- ① **実費加算方法**：業務に要する費用（直接人件費、直接経費、間接経費、特別経費、技術料等経費、消費税相当額）を個別に積み上げて算出する方法
- ② **略算方法**：実態調査を基に策定した略算表（建物の用途別・規模別に標準業務量を定めるもの）等をもとに、直接人件費、直接経費、間接経費を簡易に算出する方法

【参考】業務報酬基準(平成31年告示98号)の構成

- ✓ 個別の経費を積み上げて報酬を算出する実費加算方法を原則としつつ、実費算定が困難な場合の算定方法として、略算方法を設定。
- ✓ 告示にあわせて技術的助言（通知）及びガイドラインを提示し、基準の考え方等を補足。

業務報酬の算定方法【告示第一】 設計・工事監理等の業務に関する報酬は、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

算定方法1 実費加算方法 各経費等について相当する額を個別に積み上げて算出する方法

$$\text{業務報酬} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{間接経費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} + \text{消費税相当額}$$

└────────────────── 告示第二：業務経費 ───────────────────┘
└────────── 告示第三 ───────────┘

業務報酬の算定方法【告示第四】 (各経費の算出が困難な場合) 直接人件費又は直接経費・間接経費の合計額の算定については略算方法によることができる。

算定方法2 略算方法

- 直接人件費：標準業務内容（別添1）に応じた業務人・時間数に人件費を乗じて算出
- 直接経費及び間接経費の合計額：直接人件費の額の**1.1倍** *実態調査結果を踏まえ見直し*

$$\text{業務報酬} = \text{直接人件費} \times 2.1 + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} + \text{消費税相当額}$$

$$\text{直接人件費} = (\text{標準業務量} + \text{追加的な業務量}) \times \text{人件費}$$

*実態調査結果を踏まえ業務量を刷新
対象床面積を拡大*

標準業務【別添1】 一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいてその債務を履行するために行う業務を規定

建築物の類型別の用途等一覧【別添2】 標準業務量を決めるための建築物の類型（用途別に15種類）を規定

- 略算表【別添3】**
- ✓ 建築物の類型別に、標準業務を行った場合の建築物の規模に応じた業務量（標準業務量）を設定
 - ✓ 業務の難易度に応じ乗ずる係数を設定（総合：2種、構造：6種、設備3種） *難易度要素を充実*
 - ✓ 基本設計及び実施設計の業務比率を設定【技術的助言】 *多様な発注方式に対応するため設定*
 - ✓ 複合建築物の場合の略算方法の準用を規定（具体的な算定方法例はガイドラインに規定） *用途の複合化に対応*

標準業務に付随する追加的な業務【別添4】 標準業務内容に含まれない追加的な業務例を規定（詳細な業務内容についてガイドラインに例示） *適切な報酬となるよう対象とする業務内容を明確化*

今後の見直しの検討について

- 業務報酬基準の見直しについては、旧告示15号から現在の告示98号までには約10年間経過しているが、本来の趣旨からは、より短いスパンで見直しを行うべきもの。
このため、次回見直しについての検討を開始することとする。
- 次回見直しに向け、令和2年度は、今後の改正の事前検討として、関係団体に告示98号で充実化又は明確化した点を中心に運用状況や課題等についてヒアリング・検討依頼を実施（現在も継続）。
- 令和3年度は、業務報酬基準検討委員会を設置するとともに、関係団体からの意見の整理、改正の方向性の議論、業務内容・業務量を把握するためのアンケート調査（実施は次年度を想定）の調査内容等の整理等を進めることとしたい。

■ 見直しのスケジュール（案）

【令和3年度】

令和3年5月～
7月～

関係団体ヒアリングにより課題の事前整理
検討委員会の委員就任に向けた事前説明
（学識者、関係団体、省内関係部署）

8月30日

中央建築士審査会で検討開始
（検討委員会の立ち上げや今後のスケジュール案等）

<関係団体へのヒアリング>

10月～11月 目途

検討委員会の設置

年度内

中央建築士審査会での検討
（各団体からの意見の整理、改正の方向性の議論、アンケート内容の議論）

【令和4年度】

業務内容・業務量を把握するためのアンケート調査
アンケート調査結果の集計・分析・改正素案の検討
中央建築士審査会で改正案の検討